

## 第1条 目的

この規約は、一般社団法人「アレルギー対応沖縄サポートデスク」(以下、「当法人」という)の会員制度について定める。

## 第2条 会員

「会員」は、当法人の目的に賛同して入会した法人、団体、および、個人事業主とする。

## 第3条 会員の入会申込み

当法人の会員になろうとするものは、別添の入会申込書を当法人に提出しなければならない。

2 当法人会員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者1名(以下「会員代表者」という。)を定め、入会申込書に記載するものとする。

3 入会申込み受付け後、理事会の承認および会費の入金の確認をもって、会員となる。

## 第4条 会員の入会申込の不承認

当法人の理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。

(1) 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合

(2) 過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合

(3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合

(4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき

(5) その他、理事会が、会員とすることを不適当と判断した場合

## 第5条 会費および支払方法

会員は、別途定める年会費を負担しなければならない。会費は当法人発行の請求書により、一括で振り込むものとする。既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

## 第6条 有効期間

本規約に基づく会員有効期間は、年会費の入金日から同一事業年度内とする。

2 期間満了日の2ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

## 第7条 変更の届け出

会員はその名称、会員担当者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を提出するものとする。

2 会員が、前項1項の変更申込を行わなかったことにより不利益を被った場合、当法人はその責任を一切負わないものとする。

## 第8条 退会

会員は、別添の退会届を当法人に提出することにより、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

2 すでに受領した会費や参加費用等の金銭の払い戻し等は行わないものとする。

## 第9条 会員資格の取消

当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

(1) 本規約又はその他当法人が定める規約に違反したとき

(2) 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当法人が認めたとき

(3) 会費の納入が、督促後1年以上遅滞したとき

(4) 当法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき

(5) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき

(6) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、貸与または担保当に供する行動があったとき

(7) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てをなし、もしくはこれを受けたとき、または競売の申立てを受けたとき

## 第10条 会員の権利およびサービスの内容

当法人は、本規約に基づき、会員に対し別途定めるサービスを提供する。提供するサービスおよび諸条件は、当法人よりの案

## 一般社団法人 アレルギー対応沖縄サポートデスク 会員規約

内またはホームページにて通知する。当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとする。

### 第11条 免責および損害賠償

会員は、アレルギー対応に関して当法人が提供する助言および資料・情報等について、会員自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、これを当法人に報告した上で、自己の責任において紛争解決するものとする。

3 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。

4 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

5 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条、第12条および第15条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

### 第12条 譲渡禁止等

会員は、会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与または担保に供する等の行為はできないものとする。

### 第13条 会員情報

当法人は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報(以下、「会員情報」という)を適正に管理することに努める。当法人の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当法人は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させたいうで必要な会員情報を提供することができるものとする。当法人は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。

(1)法令に基づく場合

(2)本人の同意がある場合

(3)法令により要請され、かつ、当法人が開示を妥当だと判断した場合

(4)利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合

(5)個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

### 第14条 反社会的勢力の排除

各会員は、現在、自らが「反社会的勢力」でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 各会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないものとする。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5)前各項に準ずる行為

3 いずれかの会員が第1項または前項の規定に違反したときは、他の会員は、総会において違反会員を除名する決議を行うものとする。

### 第15条 権利帰属

当法人が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできないものとする。

2 会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできないものとする。

3 前2項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

4 各会員が当法人から退会する場合は、その時点で保持している機密情報をすべて返却または消去すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

(1)知得時に公知であるもの

(2)知得後に自己の責によらず公知となったもの

(3)知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの

(4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したもの

(5)機密情報に接した者の記憶に留まる、機密情報に含まれるアイデア、コンセプト、ノウハウ

一般社団法人 アレルギー対応沖縄サポートデスク 会員規約

(6) 秘密情報に接した受領当事者の従業員の記憶に留まる、開示当事者の秘密情報に含まれるアイデア、コンセプト、スキルおよび知識

第16条 規約の変更

本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

第17条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規約は日本法に準拠する。また、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2015年6月11日より実施します。